

《①手 当》

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。

■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
特別障害者手当														
サービス内容	<p>在宅の20歳以上の重度障がい者で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする方に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度の障がい重複する方 ○身体機能の障がい重複し、日常生活における介護が上記と同程度以上の方 ○長期にわたり絶対安静を必要とする病状があり、介護なしで日常生活ができない方（肢体・内部障がい者で最重度の方） ○上記と同程度の精神障がいの方 <p>1. 支給額・・・月額27,200円（H31.4.1現在）</p> <p>2. 支給方法・・・毎年5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）に分けて、本人の預貯金口座に振り込みます。</p>													
条件	<p>給付が制限される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設に入所している方 ○病院・診療所に継続して3ヶ月以上入院している方 ○本人または扶養義務者の所得が限度額を超えている方 <p>※原爆被爆者家族介護手当受給者には差額支給</p>													
申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○特別障害者手当認定請求書 ○診断書（作成後1ヶ月以内のもの） ○所得状況届 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ○預貯金通帳 ○印鑑 ○障害年金、遺族年金受給者の方は年金振込通知書等年金額がわかるもの ○マイナンバーがわかるもの ○同意書 <p>※その他書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													
特別児童扶養手当														
サービス内容	<p>在宅の20歳未満で、重・中度の障がい児の保護者に支給します。</p> <p>1. 支給額・・・1級 月額52,200円（H31.4.1現在）</p> <p>2級 月額34,770円（H31.4.1現在）</p> <p>2. 支給方法・・・毎年4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に分けて、保護者の預貯金口座に振り込みます。</p>													
条件	<p>給付が制限される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人または扶養義務者の所得が限度額を超えている方 ○児童が障害を支給事由とする年金を受給している方 ○施設に入所している方 													
申請手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○特別児童扶養手当認定請求書 ○診断書（作成後1ヶ月以内のもの） ○身体障害者手帳または療育手帳 ○保護者の預貯金通帳 ○戸籍謄本 ○印鑑 ○同意書 ○マイナンバーがわかるもの <p>※その他書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													

《①手 当》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。
 ■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕													
障害児福祉手当	<p>サービスの内容</p> <p>在宅の20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時、介護を必要とする方に支給します。</p> <p>1. 支給額・・・月額14,790円（H31.4.1現在）</p> <p>2. 支給方法・・・毎年5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）に分けて、本人の預貯金口座に振り込みます。</p>													
条件	<p>給付が制限される方</p> <p>○本人または扶養義務者の所得が限度額を超えている方</p> <p>○児童が障がいを支給事由とする年金を受給している方</p> <p>○施設に入所している方</p>													
申請手続きに必要なもの	<p>○障害児福祉手当認定請求書 ○診断書（作成後1ヶ月以内のもの）</p> <p>○所得状況届 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○児童本人の預貯金通帳</p> <p>○同意書 ○印鑑 ○マイナンバーがわかるもの</p> <p>※その他書類が必要な場合がありますので、詳しくはお尋ねください。</p>													
問い合わせ先	障がい福祉課													

《②年 金 等》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕													
障害基礎年金	<p>サービス内容</p> <p>国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで法令により定められた障害の状態にある間、障害基礎年金が支給されます。</p> <p>※平成31年4月分からの年金額（定額） 年：975, 125円（1級） 年：780, 100円（2級） ※18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。</p> <p>条件</p> <p>○障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。 (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間（国民年金、厚生年金、共済年金）の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。 (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。 ○20歳未満に初診日があり、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以降のときは障害認定日）に法令により定められた障がいの状態にある方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>国民年金（第1号被保険者）または20歳未満：医療保険課年金係 ※第1号被保険者…自営業者、学生、無職の方などが加入する国民年金だけの加入者</p> <p>国民年金（第3号被保険者）：日本年金機構佐世保年金事務所（34-1189） ※第3号被保険者…サラリーマンや公務員の妻など第2号被保険者の被扶養配偶者</p>													
障害厚生年金	<p>区分</p> <p>1級 2級 3級 4級 5級 6級 A1 A2 B1 B2 1級 2級 3級 難病等</p> <p>〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕</p> <p>サービス内容</p> <p>厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金支給に該当する障がいの状態にあるとき、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。 また、障がいの状態が障害基礎年金支給に該当しない軽い程度の障がいのときは、一定の要件を満たせば障害厚生年金（3級）が支給されます。 なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには、一定の要件を満たせば障害手当金（一時金）が支給されます。</p> <p>条件</p> <p>○障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。 (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間（国民年金、厚生年金、共済年金）の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</p> <p>問い合わせ先</p> <p>日本年金機構佐世保年金事務所（0956-34-1189）</p>													

《②年 金 等》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

特別障害給付金	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
		〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕													
サービス内容	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がいのある方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、福祉的措置として創設された制度です。 ※平成31年度の支給額 月 52,150円（障害基礎年金1級相当） 月 41,720円（障害基礎年金2級相当）														
条件	次に掲げる国民年金未加入期間中に初診日のある病気やケガにより、障害基礎年金支給相当の障がいの状態にある方が対象になります。ただし65歳未満の方に限られます。 ①平成3年3月までの学生だった期間中（海外居住中を除く）に病気やケガの初診日がある人 ②昭和61年3月までの被扶養配偶者（厚生年金加入者又は共済年金加入者に扶養される配偶者）だった期間中に病気やケガの初診日がある人 ただし、公的障害年金（障害厚生年金、障害共済年金）の受給をできる方は対象とはなりません。														
問い合わせ先	医療保険課年金係														
心身障害者扶養共済制度	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
		〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕													
サービス内容	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあった場合、障がいのある方に一定額の終身年金を支給する任意加入の制度です。 加入口数の限度は、障がいのある方1人につき2口です。 ○掛金月額 加入者の加入時の年齢により、1口当たり9,300円～23,300円（H31.4.1現在）です。（掛金は加入時の掛金で固定） ○給付 加入者が死亡、または重度障がいと認められた場合、その月の分から終身にわたり、障がいのある方に年金が支給されます。 ○支給額…月額20,000円（1口加入の方） 月額40,000円（2口加入の方） ○弔慰金の支給 「弔慰金」…1年以上加入した後に、加入者の生存中に障がいのある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じ、弔慰金が支給されます。（2万円～25万円） 「脱退一時金」…5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、脱退一時金が支給されます。（3万円～25万円） ○掛金の援助 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯には、掛金の援助制度があります。														
条件	○加入できる保護者の要件 県内に居住し、特別の疾病又は障がいを持っていない65歳未満の方 ○障がいのある方の範囲 次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません。） (1) 知的障害 (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がい1級から3級までに該当する障がい (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が(1)又は(2)と同程度と認められる方														
申請手続きに	詳しいことは、お尋ねください。														
問い合わせ先	障がい福祉課														